

(2) 安全審査結果について

平成18年10月23日に中国電力㈱が、国にプルサーマルに係る原子炉設置変更許可申請を行い、経済産業省原子力安全・保安院は、平成20年2月26日に、中国電力㈱には変更に必要な技術的能力及び的確な運転をする技術的能力があると判断されるとともに、災害の防止に関する中国電力㈱の申請内容は妥当と判断し、原子力安全委員会及び原子力委員会に諮問した。

諮問を受けた原子力安全委員会は、原子力安全・保安院の審査結果は妥当なものと認め、原子力委員会は、平和利用、計画的遂行、経理的基盤について審査し、妥当であると認めた。

両委員会の答申及び文部科学大臣の同意を得て、平成20年10月28日に経済産業大臣が設置変更を許可した。

国においては慎重かつ厳正な審査が行われたものであり、安全審査結果は妥当と判断する。